

八王子市重症心身障害者通所事業実施要綱

平成 24 年 4 月 1 日施行

平成 25 年 4 月 1 日改正
平成 27 年 4 月 1 日改正
平成 28 年 4 月 1 日改正
平成 30 年 4 月 1 日改正
令和元年 10 月 1 日改正
令和 3 年 8 月 1 日改正
令和 4 年 4 月 1 日改正

(目的)

第 1 条 八王子市重症心身障害者通所事業（以下「事業」という。）は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に規定する指定障害福祉サービスのうち、法第 5 条第 7 項に規定する生活介護を行う事業として、在宅の重症心身障害者に対し、できるだけ長い期間、家族とともに地域社会の中で生活していけるよう、必要となる日常生活及び集団生活の訓練や家族等への支援を行うことにより、重症心身障害者の福祉の向上を図ることを目的とする。

(実施主体)

第 2 条 事業の実施主体は八王子市とする。

(事業の運営)

第 3 条 事業の運営については、次のとおりとする。

- (1) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）が、施設を管理している場合は、その指定管理者が事業の運営を行う。
- (2) 前号に該当する以外の施設における事業の運営については、重症心身障害児（者）に係る生活介護等を行う施設を運営する社会福祉法人等に委託することができる。
- (3) 第 1 号の指定管理者及び前号に基づき事業の運営の委託を受けた社会福祉法人等を「運営主体」とする。
- (4) 前号の運営主体は、事業のうち送迎サービス等については、他の民間業者に事業の一部を委託することができるものとする。この場合、当該社会福祉法人等は、その民間業者に対し、当該事業が適切かつ効果的に行われるよう指導監督するものとする。

(実施場所)

第 4 条 事業は、別表の施設において実施する。

(実施基準)

第 5 条 事業は、この要綱のほか、法、「東京都重症心身障害児(者)通所事業等実施要領」（令和元年 9 月 1 9 日付 3 1 福保障施第 1 5 8 9 号。

以下「東京都要領」という。)、本事業の運営に係るその他の法令等に基づき実施する。

(事業内容)

第6条 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 専門の医師及び看護師による診断及び指導
- (2) 地域社会の中で生活していくために必要な日常生活動作訓練
- (3) 保持している運動機能等の低下防止訓練
- (4) 集団生活の訓練
- (5) 介護方法の指導
- (6) 文化・創作的活動、レクリエーション
- (7) 健康管理・指導
- (8) 日常生活上の支援
- (9) 家族等の相談に応じ必要な助言及び支援
- (10) 車両による送迎
- (11) その他市長が必要と認める事項

(利用対象者)

第7条 事業の利用対象者は、次のとおりとする。

1 別表のアの施設について

都内に住所を有する在宅の18歳以上の者で、障害の程度が重度であるため、地域の障害者施設等への通所が困難な、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 身体障害(肢体不自由1級又は2級)かつ知的障害(1度又は2度)の障害程度
- (2) 主に濃厚な医療的ケアが必要
- (3) 自力で移動する機能を喪失

2 別表のイの施設について

八王子市内に住所を有する在宅の18歳以上の者で、障害の程度が重度であるため、地域の障害者施設等への通所が困難な、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 身体障害(肢体不自由1級又は2級)かつ知的障害(1度又は2度)の障害程度
- (2) 濃厚ではないが一定の医療的ケアが必要
- (3) 自力での移動が困難

(利用定員)

第8条 事業の1日当たりの利用者の上限である定員は、別表1の人数とする。

(利用日数)

第9条 事業の利用者1人について1月当たりの利用日数は、原則として当該月における日数から8日を控除した日数とする。

(利用時間)

第 10 条 事業の利用時間は、別表のとおりとし、送迎の時間は含まない。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(休業日)

第 11 条 事業の休業日は、別表のとおりとする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

(利用の手続等)

第 12 条 事業を利用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、この承認をしないことができる。

(1) 療育に特別な技術又は設備を要すると認めたととき。

(2) 管理運営上支障があると認めたととき。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が利用を不相当と認めたととき。

2 事業の利用の承認を受けようとする者又はその保護者(親権を行う者、成年後見人その他の者で、利用の承認を受けようとする者を現に保護する者をいう。)は、八王子市重症心身障害者通所事業利用申請書(第 1 号様式)に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請があった場合において、利用を承認したときは八王子市重症心身障害者通所事業利用承認書(第 2 号様式)を、利用を承認しないときは八王子市重症心身障害者通所事業利用不承認通知書(第 3 号様式)を交付するものとする。

4 市長は、第 1 項の申請があったときは、一定の期間を定めて利用しようとする者に、別表 1 の施設のうち利用を希望する施設を試みに利用させ、又は利用しようとする者の家庭を訪問する等の方法で利用の適否を調査することができる。

(利用承認の取消し等)

第 13 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の承認を取り消し、又は利用の停止を命ずることができる。

(1) 第 7 条に定める要件に該当しなくなったとき。

(2) 第 12 条第 1 項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(3) 災害その他の事故により施設の利用ができなくなったとき。

(4) 工事その他の都合により必要があるとき。

2 市長は、前項の規定により、利用の承認を取り消すときは八王子市重症心身障害者通所事業利用承認取消通知書(第 4 号様式)を、利用の停止を命ずるときは八王子市重症心身障害者通所事業利用停止命令書(第 5 号様式)を交付するものとする。

(利用の辞退)

第 14 条 利用者又はその保護者(親権を行う者、成年後見人その他の者で、利用している者を現に保護するものをいう。)は、事業の利用を辞退しようとするときは、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。

(利用の制限)

第 15 条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、事業の利用を制限することができる。

- (1) 定員を超えるとき。
- (2) 利用しようとする者が伝染性の疾患を有するおそれがあるとき。
- (3) 利用しようとする者が疾病及び身体上の状況により事業の利用が困難なとき。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が利用を不相当と認めたとき。

(運営主体)

第 16 条 第 12 条から前条については、運営主体が事業の運営を行うに際して、あらかじめ市長の承認を受けた場合は、市長とある部分を運営主体と読み替えるものとする。

(健康管理)

第 17 条 運営主体は、利用者が安全に支援を受けるための健康管理については、次のとおりとする。

- (1) 利用者の健康状況の把握に努めるものとする。
- (2) 指導医による検診及び相談を定期的実施するものとする。
- (3) 利用者が負傷し、又は疾病にかかったときは、適切な措置をとるものとする。
- (4) 利用者の使用する設備、食器等の衛生的な管理に努めるものとする。

(個別支援計画)

第 18 条 運営主体は、利用者の個別の支援に当たっては、次のとおりとする。

- (1) 個別支援計画を作成するとともに、当該個別支援計画に基づき、適切に支援を提供するものとする。
- (2) 個別支援計画の作成に当たっては、利用者及びその保護者とともに行い、利用者の意向が適切に反映されるよう努めるものとする。
- (3) 個別支援計画には、利用者の必要とする支援の内容及び支援を提供するうえでの留意事項を記載するものとする。
- (4) 個別支援計画の実施状況を十分に把握するとともに、定期的に及び必要に応じて見直しを行うものとする。

(帳簿の作成、保存)

第 19 条 運営主体は、利用者のカルテ、支援記録、健康管理記録等の帳簿を備え、利用者に対して実施した診療、訓練、指導等の事項を記録しておくものとし、利用者が施設の利用を終了した場合、退所した年度の翌年度当初から起算して 5 年間保存しなければならない。

2 運営主体は、通所事業に要した経費の出納関係を明確にした帳簿を作成するとともに、証拠書類の整備に努め、市長が必要とするときはこれを提出するものとする。

(個人情報保護)

第 20 条 運営主体は、利用者の支援に当たっては、個人情報保護の重要性を認識し、基本的人権を侵害することのないよう、個人情報の記録媒体の保

管管理においては施設可能な保管庫を使用する等、個人情報の保護に努めなければならない。

(費用の負担)

第 21 条 利用者又はその保護者は、次の各号の費用を負担するものとする。

- (1) 提供を受けた指定生活介護に係る利用者負担額
- (2) 食事の提供に要する費用
- (3) 創作的活動に係る材料費
- (4) 日用品費
- (5) 前四号に掲げるもののほか、指定生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者又はその保護者に負担させることが適当と認められるもの

2 前項第 1 号の利用者負担額は、厚生労働大臣が定める基準額によるものとし、当該指定生活介護が法定代理受領サービスであるときは、各市区町村が定める月額負担上限額の範囲内とする。

(災害予防及び訓練)

第 22 条 運営主体は、常に災害の予防に努めるとともに、非常災害その他の緊急の事態に対する措置についてあらかじめ計画を作成し、利用者の訓練を行うものとする。

(損害賠償の義務)

第 23 条 利用者が、施設の建物等を損傷又は滅失させたときは、利用者又はその保護者は、市長が相当と認める損害額を賠償しなくてはならない。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、施設と協議のうえ、その額を減額し、又は免除することができる。

(市の役割)

第 24 条 市は、事業の実施主体としての責務を踏まえ、施設と緊密な連携を図り、事業の円滑な実施に努めるものとする。

2 市及び運営主体は、東京都重症心身障害児(者)通所事業所管部署、東京都児童相談所、医療機関、学校、福祉施設等との連携を緊密にし、通所事業の効果的な運営に努めるものとする。

(運営主体の役割)

第 25 条 運営主体は、家族等との連絡を密接に行い、相談等を受け、家庭における療育等が適切に行われるよう、必要な助言、指導を行い、一貫した療育等の体制がとられるよう配慮するものとする。

2 運営主体は、市から求めのあるときは、速やかに事業内容等を報告し、指示に従うものとする。

3 運営主体は、事業の目的を達成するため、市及び前条第 2 項に掲げる機関と緊密な連携を図り、事業の円滑な実施に努めるものとする。

(委任)

第 26 条 この要綱の定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)改正前の様式は、所要の修正を加え使用することができる。

付 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表

	施設名	施設の所在	定員	利用時間
ア	八王子市小 児・障害メディ カルセンター 内重症心身障 害者通所施設 (島田療育セ ンターはちお うじ)	八王子市台町四丁目 33番13号	25人	午前9時40分から 午後4時まで
		休業日		
		(1)日曜日及び土曜日 (2)国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日 (3)1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日まで (4)3月30日から3月31日まで (5)前4号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた日		
イ	八王子市障 害者療育センタ ー	八王子市長沼町13 06番地4	5人	午前9時30分から 午後4時まで
		休業日		
		(1)日曜日及び土曜日 (2)国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日 (3)1月2日から同月4日並びに12月28日から同月31日まで (4)前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた日		